

京都大学	博士(文学)	氏名	伊藤俊一
論文題目	室町期荘園制の研究		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>戦後の日本中世史研究の出発点において、南北朝～室町時代の社会体制は「守護領国制」という概念で捉えられた。これは南北朝内乱による荘園制の解体と、守護大名による地域的封建制の確立を想定していたが、実証研究が進むにつれて、南北朝内乱後も荘園制の枠組みが存続し、守護権力がこれに依存していることが明らかになり、荘園制の解体は16世紀以降にまでもちこされた。また守護領国制論は、室町幕府を地域的封建制を確立した守護大名による連合政権と想定したが、将軍権力への求心性が明らかになると「幕府一守護体制」として捉え直され、大名権力の自立は16世紀以降にまで繰り延べられた。これにより南北朝～室町時代は、荘園制がなかなか最終的に克服されず、地域的封建制が容易に確立しない150年間にわたる過渡期として取り残されることになった。</p> <p>この問題は、石母田正・永原慶二らによる「領主制論」が荘園制を古代的・貴族的な土地所有とみなし、武家による在地領主制と対立的に捉えたことに淵源がある。しかしこれを批判して、荘園制を中世的・封建的な土地所有と把握した黒田俊雄・戸田芳実・網野善彦らによる研究も、南北朝内乱期以降については正面から検討されておらず、この時代については依然として守護領国制論によって把握されているのが現状である(以上、序文、序章「南北朝～室町時代の荘園制をめぐる研究の成果と課題」)。</p> <p>以上のような研究史の把握を踏まえて、本論文は、荘園制を中世的土地所有の体制と評価する研究を継承しつつ、鎌倉末～南北朝内乱による地域社会の危機、土地所有秩序の危機とその克服の過程を跡づけたうえで、この危機を克服した結果、日本中世荘園制の一段階として捉えられる、南北朝～室町時代に特有な荘園制の体制が生み出されたことを明らかにし、この体制がどのような構造を持ち、どのように運用されていたかを解明することをめざしている。またこの体制がどのように変容し、解体に向かうかについても展望している(以上、序文)。</p> <p>12章からなる本論はそれぞれ、「室町期荘園制の形成と展開」「室町期荘園制の様相」と名づけられた2部に分かたれ、その前後に南北朝～室町時代の荘園制と守護領国制に関わる研究史を整理した序章と、成果を総括した終章が配されている。以下、歴史的な流れにそって、内容を要約する。</p> <p>鎌倉時代の後期、在地では荘園村落の成熟により、村落の実質的な勸農を担いながら中下級の荘官を務める「沙汰人層」が台頭し、従来の地域社会の秩序を揺るがすようになった。荘園制の支配秩序についても、重層的に存在していた各種の領主権が一</p>			

領域に一領主として整理されてゆく「職」の一円化が進行し、領主権の帰趨をめぐる争いが頻発した。これに地域社会における沙汰人間の抗争も加わり、鎌倉幕府の崩壊に続く中央権力の混迷もあいまって、鎌倉期の荘園制にもとづく社会は大きな混乱に陥った。

南北朝内乱の前線にあった守護権力は、観応の擾乱によって長期化した戦争を遂行する必要から、地域社会の混乱状況を鎮静させ、統合していった。守護権力は使節遵行権の行使によって所領の当知行を実質的に左右し、中下級荘官職や名主職に関する闕所地処分権を行使し、武家領だけでなく寺社本所領にも軍役に準じる守護役を課して総動員体制を構築した。これにより、寺社本所領も前代以来の年貢公事物の負担体系の中に守護課役を組み込んで行き、在荘する代官・沙汰人は守護からの役を務めるとともに、守護権力の末端と結んで荘家の安泰をはかるようになった（以上、I部1章「南北朝～室町時代の地域社会と荘園制」）。

また守護権力は、戦略上の必要や兵糧米の確保、配下への給恩のために、分国内の寺社本所領や在京武家の所領を押領して行った。しかし室町幕府は、在京武家の所領を保全するのはもちろん、南朝方に対して政権の正統性を主張するためにも北朝朝廷の崩壊を望まず、広く仏神の加護も欲していた。そのため、幕府はこれらの領主からの訴えを受けて所領の回復を命じるが、守護権力は配下の利益をはかって、ともすれば回復命令の執行を遁避した。南朝方との激戦が続く間は、幕府が守護の不履行を厳しく責め立てることは困難だったが、幕府は土地所有秩序の混乱を收拾しようとする立法を繰り返した。こうしたジレンマの中で、守護権力による兵糧米の確保と寺社本所領の知行維持との妥協をはかったのが半済令であった。

貞治2年（1363）の山名氏と大内氏の帰順によって室町幕府の軍事的優位が確定すると、将軍足利義詮は守護権力の統制に本腰を入れ、関東・東北・九州を除く諸国の守護を常時在京させる守護在京制をしいた。義詮は在京大名に直接圧力を加えることにより、なかなか実効性を持ち得なかった寺社本所領の保護を実現した。この政策は応安元年（1368）に発布された「応安大法（応安の半済令）」として将軍足利義満に継承された。また守護の在京は、寺社本所領の領主が守護権力と直接に折衝する途を開き、所領支配の安定に寄与した。こうして義満政権のもとで、土地所有秩序の再建が達成され、沙汰人層の台頭と「職」の一円化に対応した新たな段階の荘園制が確立した。これが「室町期荘園制」である（以上、I部2章「室町幕府の荘園政策」、I部3章「南北朝～室町時代の荘園領主と守護権力」）。

足利義満は室町幕府の平時への転換をはかり、軍役として始まった守護役を相国寺や北山山荘の造営事業にも使役し、朝廷の公事を担うものだった一国平均役を幕府による相国寺の造営にも適用した。応永元年（1394）からの相国寺大塔再建の際には、後醍醐天皇の大内裏造営のために計画されたという二十分一役を彷彿とさせる、年貢公事物の10分1を徴収する役が課された。こうした室町幕府に対する役負担を

在地にて担う代官・沙汰人を、武家と並ぶ「国人」と捉える見方も生まれた（以上、Ⅱ部4章「相国寺の造営と造営役」）。

室町幕府一守護権力の強制力のもとで荘園支配は安定し、内乱期には現地に直務代官を派遣しないと支配が危うかった所領も、禅僧・山伏や土倉らに年貢徴収を請け負わせることが可能になった。守護権力を構成する守護被官・国人による代官請負も有効に機能した。所領は次第に年貢銭を生む物件と化し、先納・質入れ・請人といった金融システムとも融合して行った（以上、Ⅰ部4章「南北朝～室町時代の所領構成と所領支配」、Ⅱ部1章「高井法眼祐尊の一生」、Ⅱ部2章「『有徳人』明濟法眼の半生」）。

この体制に対する異議申し立てが、14世紀末より「荘家の一揆」として起こった。名主・百姓等は、守護課役の過重や、守護課役を前代以来の負担体系によって差配する矛盾、代官・沙汰人の不正や不当利得などを訴えたが、代官・沙汰人と結託した守護権力によって組織的に弾圧された。

正長元年（1428）～永享5年（1433）にかけて京都～畿内近国で生じた土一揆は、この体制の危機を露呈した。播磨国では守護方の軍兵と荘園代官とがともに命を落とし、守護権力と代官・沙汰人とが結託した体制への不満が爆発している。そして嘉吉元年（1441）、嘉吉の乱で將軍足利義教が横死したことは、危機に直面していた室町期荘園制の要石を唐突に抜き去ることとなった。直後に発生した嘉吉の土一揆によって発布された徳政令も、過熱した金融システムに打撃を与えた。

嘉吉の乱と土一揆の後、將軍による大名統制が弱まって守護権力による押領が再燃し、在地における名主・百姓等の抵抗も強まって、請負代官による年貢収納は危機に陥った。これに対し東寺では、直務代官の派遣を復活させて荘園支配の立て直しをはかり、一定の成果を挙げる。しかし地域社会は次の段階を迎えていた。在地における荘園制の枠組みが動揺して代官・沙汰人の役割が後退し、名主層を基礎としつつ地域社会において「侍」と認め合い、武家との被官関係にも入った「侍衆」が台頭していた。直務代官による立て直しは長くは続かず、主として守護被官による代官請負へと移行し、年貢の進納は減少していった（以上、Ⅰ部1章、Ⅱ部3章「紀伊国における守護役と荘家の一揆」）。

寺社の造営事業についても、一國平均役の徴収が守護権力の非協力と在地の抵抗によって次第に困難となり、東寺では地方の僧侶の帰属意識に訴えた「大師門徒勸進」によって造営用途が賄われた。一方で、真言宗の主要寺院間では人事交流が減少し、東寺の寺僧集団は閉鎖性を強め、集団への忠節が強調されるようになった。その背景には地方の僧侶や京都の町民が東寺寺僧の地位を望むという身分秩序の動揺があった（以上、Ⅱ部5章「南北朝～室町時代における東寺修造勸進の変容」、Ⅱ部6章「南北朝～室町時代における東寺『寺僧』集団の変容」）。

応仁元年（1467）に勃発した応仁の乱は京都を戦場に戦われ、京都を拠点とする寺社本所領の領主や金融業者の活動に決定的な打撃を与えた。乱後には大部分の守

護家が分国に下って守護在京制が解体し、下国した守護は寺社本所領や幕府奉公衆・奉行人の所領を押領し、領国の一円支配をめざしていった。

この事態を打開しようとした将軍義尚・義材による2度の六角征伐も失敗に終わり、明応2年（1493）の明応の政変によって、全国支配の体制としての室町期荘園制は基本的に崩壊した。その後も室町幕府と密接に関わった細川氏・赤松氏などの領国では荘園支配が存続するものの、16世紀初めには一部を除いて解体した（以上、I部5章「室町期荘園制の解体」）。

(論文審査の結果の要旨)

戦後、1940から50年代にかけて、南北朝から室町時代の社会体制は「守護領国制」という概念で捉えられた。これは領主制の発展を軸に中世史を理解しようとするもので、南北朝内乱によって古代的な荘園制が解体し、守護大名が地域的封建制を確立したとみなした。しかし60から70年代には室町幕府論が深化するなかで、將軍権力への求心性が明らかになるにともない、これに代わって「室町幕府—守護体制」という概念が提起され、大名権力の自立は16世紀以降にもちこされることになった。一方、荘園制についても見直しが進み、南北朝内乱以後もその枠組みが存続していることが明らかになり、荘園制の変質が議論されるようになった。しかし南北朝から室町時代を荘園制の独自の段階と捉える意識は弱く、地域的封建制が確立しないこととあいまって、この時期を過渡期とみなす見解が主流であった。論者は、長期の過渡期を想定するこうした見方では、この時期の荘園制の特質を把握できないと批判したうえで、南北朝から室町時代には中世荘園制の一段階とみなされる特有の体制が形成されたとし、これを室町期荘園制となづけ、その構造と運用のあり方を究明している。

12章を数える本論はそれぞれ、「室町期荘園制の形成と展開」「室町期荘園制の様相」と名づけられた第I部と第II部に分けられ、その前後に研究史を整理した序章と成果をまとめた終章が配されている。

東寺百合文書を中心に幅広く史料を収集し、検討するなかでえられた成果は数多いが、主要なものは次の5点であろう。まず第一に、室町期荘園制を支えた、守護権力による地域社会統合の様相を明確化したことである。南北朝内乱が長期化するなかで権限を拡大した守護は、所領の当知行を実質的に左右する使節遵行権や中下級荘官職・名主職に関する闕所地処分権を行使しつつ、武家領だけでなく寺社本所領にも軍役に準じる守護役を課して総動員体制を構築した。論者はこの体制のもと、在荘する代官・沙汰人は守護からの役を務めるとともに、守護権力の末端と結んで荘家の安泰を図るようになり、地域社会の統合がなされたと論じる(I部1章)。

第二に、荘家の一揆発生の要因を捉えなおし、土一揆と統一的に把握する途を開いたことである。14世紀末から名主・百姓らが守護役の過重や代官・沙汰人の不正などを荘園領主に訴える荘家の一揆がおこるが、論者はこれを、守護による地域権力が確立するなかで形成された、荘郷の代官・沙汰人と守護権力とが癒着した支配体制に対する異議申し立てであると捉え、それが広域的かつ非日常的に現れたものが土一揆であるとする(I部1章、II部3章)。

第三に、守護在京制の成立を明らかにし、その荘園支配における意義を解明したことである。貞治2年(1363)の山名・大内両氏の帰順によって室町幕府の軍事的優位が確定すると、將軍足利義詮は守護権力の統制に乗りだし、関東・東北・九州を除く諸国の守護を常時在京させる守護在京制をしいた。義詮は在京大名に直接命じることにより、それまで実効性をもちえなかった寺社本所領の保護を実現し、この政策

は応安の半済令として次の将軍義満に継承された。論者はこの守護の在京はまた、寺社本所領の領主が守護権力と直接折衝する途を開き、所領支配の安定にも寄与したと論じる（Ⅰ部2章、Ⅰ部3章）。

第四に、南北朝から室町時代における所領構成のあり方を、一国規模で具体的に明らかにしたことである。これまで史料的な制約もあって、この時代の一国の所領構成を復原する研究はなかったが、論者は長禄3年（1459）の丹後国惣田数帳を素材にして、①どの所領も重層的な領主権が解消されて、一円所領となっている、②在京・他国領主の所領（寺社本所領と武家領からなる）が半数以上を占めている、③これら国外領主の所領では直務、あるいは請負の代官によって、年貢公事物が進納されている、などの諸点を導きだしている（Ⅰ部4章）。

そして第五に、南北朝から室町時代の代官支配の様相を追究し、荘園支配における代官請負の歴史的な位置づけを明確にしたことである。代官には領主の家や組織の構成員が派遣される直務代官と、禅僧・土倉・幕府奉公衆・守護被官等と契約する請負代官とがあったが、内乱期には現地に直務代官を派遣しないと支配が危うかった所領も、室町幕府—守護体制のもとで荘園支配が安定すると、請負代官で年貢等を確保することが可能となった。論者はこれを、丹後国や東寺領の豊富な事例を通じて実証し、請負代官は室町期荘園制の体制確立がもたらしたシステムであったと評価している（Ⅰ部4章、Ⅱ部1章、2章）。

以上のように、論者は南北朝から室町時代の荘園制を独自の段階と捉え、その成立過程、支配の構造とその特質を多面的に検討している。これまでもこの時期における荘園制の変質は個々に論じられることはあったものの、中世荘園制の一段階としてその構造に全面的な分析が加えられたのは初めてである。主要な論点を含め、個々の実証もおおむね妥当であり、その主張は説得力に富んでいる。論者の一連の研究によって、中世後期の荘園制研究は大きな前進をとげ、新たな段階に入ったといっても過言ではなかろう。とはいえ、望むべきところもある。細かい誤植などを除くならば、南北朝時代における荘家の変容が十分に深められていないこと、社会体制を表す概念である室町期荘園制が国家論との関わりで論じられていないことなどである。しかしこれらも今後に残された課題とみなすべきものであり、博士論文としての価値を損なうものではない。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2011年10月6日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。